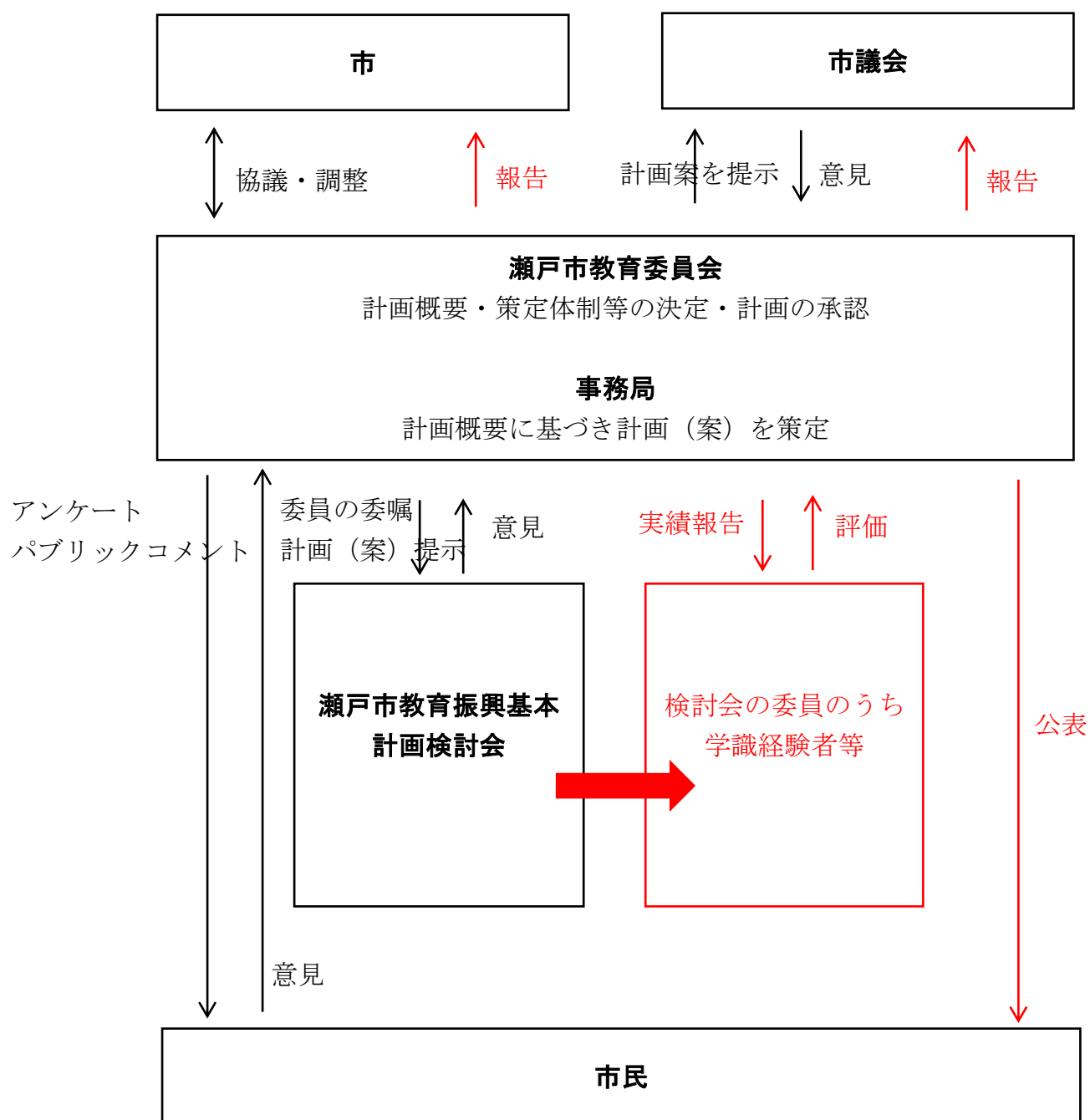


瀬戸市教育振興基本計画 策定体制



【黒】教育基本法第17条第2項に定める「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」を策定

【赤】地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に定める「毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価」を行う

瀬戸市教育振興基本計画検討会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（昭和22年法律第25号）第17条第2項に定める地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）を策定するに当たり、専門知識の導入、市民意見の反映等をさせるため、瀬戸市教育振興基本計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(担当事務)

第2条 検討会の担任する事務については、次に掲げる事務とする。

- (1) 教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他教育振興基本計画の策定に関し、教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者（次号に規定する者を除く。）
- (3) 瀬戸市立学校教職員の代表
- (4) 社会教育関係者
- (5) P T A関係者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から教育振興基本計画を策定する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報償)

第5条 委員（第3条第2項第3号に規定する委員を除く）が検討会の会議（以下「会議」という。）に出席したときは、予算の範囲内において、会議出席毎に1回7,300円の報償を支払うものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 検討会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後最初の会議は、教育委員会が招集する。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第8条 検討会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、教育委員会事務局教育政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月22日から施行する。

瀬戸市教育振興基本計画検討会 委員名簿

分類	所属	役職	氏名	検討会役職
学識経験者	名古屋学院大学	学長	伊澤 俊泰	
学校教育関係者	愛知県立旭野高等学校	校長	岡島 正純	
	地域学校協働活動推進員	地域学校協働活動推進員	柳田 美由紀	
瀬戸市立学校教職員の代表	にじの丘小学校	校長	此下 明雄	
	品野中学校	校長	加藤 弓子	
	瀬戸特別支援学校	校長	下方 菜穂子	
社会教育関係者	瀬戸市社会教育委員	委員長	福岡 明	
	瀬戸市スポーツ協会	常任理事	野中 慶一郎	
	瀬戸キャリア教育推進協議会	キャリア教育推進コーディネーター	井上 晴子	
	瀬戸市図書館協議会	委員	加藤 絹子	
P T A 関係者	瀬戸市小中学校 P T A 連絡協議会	顧問	八鳥 信彦	